

燃料電池自動車（FCV）の利用に関する注意事項

静岡県経済産業部産業革新局
エネルギー政策課

提案書の提出

- 既に貸出予約が入っている場合がありますので、提案書の提出前に県へご確認をお願いします。
- 使用日より原則1か月以上前に提案書を提出してください。

外部給電器

- 電源供給には「外部給電器」が必要となります。
- 外部給電器を使用する場合は、提案書御提出前に、県へ御連絡をお願いします。県で外部給電器貸出元と貸出予約の調整をいたします。ただし、イベントが集中する時期等ご希望に添えない場合がございます。
- 外部給電器の貸出費用は無料となりますが、給電器返却時の輸送費については使用者負担となります。
- 使用後は、貸出元が指定する場所へ事業者（使用者）が返却願います。
- 貸出中の外部給電器の破損・滅失や接続した電気設備の破損等については、使用者責任となります。

水素充填の扱い

返却時は、県庁最寄の水素ステーション（水素ステーション静岡：静岡市駿河区曲金）で、水素を満充填した上で御返却ください。（水素代は使用者負担）
※ 水素ステーション静岡での支払いはクレジットカードのみとなりますのでご注意ください。（市町の方は事前に県へ要相談）
※ 日曜日、年始年末、祝祭日、定期メンテナンス期間は営業しておりません。
※ 営業時間：10時～18時まで

車両の引渡等

- ① 引渡・返却場所：県庁
 - ② 引渡・返却時間：開庁日の午前9時00分～午後5時（正午～午後1時を除く）
 - ③ FCVのイベント会場等までの運搬（運転）は、借受者で対応願います。
- ※ 引渡受付はエネルギー政策課（東館9階）でいたします。

自動車保険（任意保険）の扱い

- ① 貸出する車両は、自動車保険に加入しています。
 - ・ 対人賠償、対物賠償：無制限
 - ・ 人身傷害保険：3,000 万円
 - ・ 車両保険：550 万円（免責なし）
- ② 万が一事故があった場合には、基本的には契約している自動車保険で対応しますが、補償限度額を超える損害、保険金が支払われない損害並びに有料付加サービスについては、全て運転者の負担となります。

利用上の注意事項

- ① 道路交通法等交通法規を遵守し、安全運転に努めてください。
- ② 車両の又貸しや目的外の使用はしないでください。
- ③ 交通事故があった際は、速やかに警察へ連絡し、県及び静岡トヨタ自動車(株)の担当部署まで御連絡ください。当事者だけの示談は厳禁します。
- ④ 車内での喫煙・飲食は絶対にしないでください。
- ⑤ 汚れ、泥等がついた場合は必ず洗車・清掃の上、返却願います。
- ⑥ 返却時間は厳守願います。

実績の報告

車両返還日から 30 日以内に実績報告書(規定様式)に F C V の活用状況が分かる写真を添付の上、メールにて御提出ください。
(送信先メールアドレス：energy@pref.shizuoka.lg.jp)

※いただいた写真は、活用実績の報告・紹介のため、県HP等で紹介させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

トラブル時連絡先

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課
(電話番号) 054-221-2949

静岡トヨタ自動車(株)営業企画部営業教育課
(電話番号) 054-264-7065

上記担当部署に連絡が取れない場合…
静岡トヨタ自動車(株)長沼店
(電話番号) 054-262-2111